

廿日市市火葬場・墓地リスク分担表

リスク区分		リスクの内容		負担者			備考	
				市	指	分担協議		
共通事項	制度関連リスク	法制度リスク	法制度の新設・変更に伴うもの	施設等の新築又は改築を要するもの	○			
				管理基準の変更を要する場合の管理コストの増加			○	※1
				上記以外			○	
		許認可取得リスク	許認可等の取得・更新等	廿日市市が取得すべき許認可等が取得・更新等されないことによるもの	○			
				指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新等されないことによるもの		○		
		税制度リスク	税制度の新設・変更に伴うもの	消費税率の変更	○			
	法人税・法人市民税率の変更				○			
	その他管理運営に影響するもの					○		
	社会リスク	住民対応リスク	想定外の住民運動、訴訟、要望等	施設等の設置に係るもの	○			
				指定管理者の維持管理・運営等の不備によるもの		○		
		環境問題リスク	想定外の周辺地域への環境問題(※1)	施設等の設置の瑕疵に伴うもの	○			
				指定管理者の維持管理・運営等の不備によるもの		○		
	管理業務の中断・中止リスク			廿日市市に帰責事由があるもの	○			
				指定管理者に帰責事由があるもの		○		
				上記以外			○	
不可抗力リスク	不可抗力による損害、損失等		損害、損失等の把握、応急措置		○			
			施設・設備の復旧			○	※2	
維持管理業務	運営開始遅延リスク	管理業務開始の遅延	廿日市市の規定整備等の遅延に伴うもの	○				
			指定管理者の規定整備等の遅延に伴うもの		○			
			運転資金確保、準備等の遅延に伴うもの		○			

リスク区分		リスクの内容		負担者			備考
				市	指	分担協議	
	施設瑕疵リスク	施設等の設置瑕疵に伴うもの		○			
維持管理業務	維持管理コストリスク	維持管理コストの増大・減少	市の政策等又は管理基準の変更に伴うもの	○			
			上記以外(物価、金利、需要の変動等)			○	※3
	物品修繕・更新リスク	物品の修繕又は更新	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
			指定管理者が設置した物品		○		
			見積額1件10万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上の修繕又は更新(事務用品を除く)	○			※4 ※5
			上記以外(経年劣化の場合を含む)		○		
	工事・修繕費リスク	施設・設備の工事及び修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
			指定管理者が設置した設備		○		
			見積額1件10万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上の工事及び修繕	○			※4 ※5
			上記以外(経年劣化の場合を含む)		○		
その他の業務	使用者リスク	来場者、使用者とのトラブル等			○		
	事故リスク(第三者賠償)	来場者の事故等	施設等の設置の瑕疵に伴うもの	○			
			指定管理者に帰責事由があるもの		○		
			上記以外			○	
	盗難紛失リスク	現金、物品の盗難、紛失等			○		
自主事業	自主事業に関するもの			○			

- ※1 市が負担することを原則とするが、管理業務の簡易な見直しで対応できる場合は、指定管理者が行うことを基本として協議する。
- ※2 市が負担することを原則とするが、軽微なものは指定管理者が行う。
- ※3 指定管理者が負担することを原則とするが、収支に多大な影響を与えるもの(その影響額が、年度別協定で定める当該年度における指定管理料に含まれる火葬用灯油の金額が5%を超えて増減する場合及び市が実施する設備改修工事等により電気料金等が著しく増減する場合をいう。)は、協議する。
- ※4 見積書は指定管理者が取得するものとし、該当の適否は廿日市市が判断する。
- ※5 市が負担することを原則とするが、指定管理者による修繕又は更新も認める。